

○ 警視庁自動車管理規程

平成14年4月15日

訓令甲第22号

存続期間

〔沿革〕 平成15年 8月訓令甲第29号（い）

20年10月同第30号（ろ）

29年 3月同第12号（は）

31年 3月同第5号（に）

令和元年 6月同第20号（ほ）

2年 3月同第10号（へ）

3年 3月同第11号（と）、 5月同第16号（ち）

5年12月同第30号（り）

7年 3月同第8号（ぬ）改正

警視庁自動車管理規程（昭和53年2月15日訓令甲第3号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 管理体制（第5条—第9条）

第3章 保守管理（第10条—第17条）

第4章 自動車公害防止（第18条—第22条）

第5章 運用（第23条—第27条）

第6章 配車（第28条—第31条）

第7章 報告等（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警察車両の管理運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 警察車両の管理運用については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、警視庁国有物品管理規則（昭和40年12月10日東京都公安委

員会規則第4号。以下「国有物品管理規則」という。)、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号。以下「都有物品管理規則」という。)等別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。(い、に)

- (1) 警察車両 当庁が保有する自動車(法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 所属整備 法第49条第2項に規定する分解整備に至らないもので、所属の整備管理者、整備担当者又は車両担当者が行う整備をいう。
- (3) 工場整備 装備課の自動車センター又は総務部長の指示する民間の自動車整備工場において行う整備をいう。

(供用)

第4条 総務部長は、警察車両を所属長に供用する場合は、法第7条第1項に規定する新規登録、第59条第1項に規定する新規検査、自動車損害賠償責任保険の加入その他必要な手続を行わなければならない。(い)

2 総務部長は、警察車両の供用換えにより、使用の本拠又は保管場所に変更が生じた場合は、法第12条に規定する変更登録及び第67条に規定する記載事項の変更を行わなければならない。この場合において、当該警察車両の供用を受けた所属長に必要な書類を交付し、東京運輸支局及び自動車検査登録事務所又は軽自動車検査協会東京主管事務所において手続をさせることができる。

3 供用に関する事務は、警察署については警務課又は会計課(島部警察署にあっては警務係又は会計係)、警察署以外の所属については原則として庶務を担当する係において行うものとする。

第2章 管理体制

(運用統制)

第5条 総務部長は、警察車両の管理に関する事務を統括するとともに、警察活動上必要がある場合は、警察車両について運用を統制することができる。

(管理責任者)

第6条 所属長は、管理責任者として、当該所属で運用する警察車両の管理運用について責任を負うものとする。(ろ)

(管理主任者等の指定)

第7条 所属長は、次の表により、管理主任者、管理副主任者、整備担当者及び車両

担当者を指定しなければならない。(い、ろ、ぬ)

	警察署	警察署以外の所属	任務
管理主任者	副署長	庶務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者	(1) 管理責任者を補佐し、管理副主任者、整備管理者、整備担当者、車両担当者等を指揮監督し、警察車両の適正な運用と安全性の確保に努めること。 (2) 警察車両を運行しない場合は、所定の車庫又は所属長の指定する場所に適正に保管すること。 (3) エンジンキーを適正に保管するとともに、常に警察車両の使用状況を把握すること。
管理副主任者	警務課長 (警務課長の配置のない場合は、警察署長の指定する警務課課長代理)	庶務を担当する係長又はこれに相当する職にある者	管理主任者を補佐し、管理主任者が不在又は事故があるときは、これに代わってその任務を行うこと。
	警察車両の供用を受けた課の課長(課長の配置のない場合は、警察署長の指定する課長代理)	所属長が指定する係長又はこれに相当する職にある者	管理主任者を補佐する管理副主任者及び整備管理者又は整備担当者と連絡を密にし、警察車両の日常点検整備及び運行に係る事項について、車両担当者及び運転者を指導監督すること。
整備担当者	警務係又は総務係の	原則として庶務を担当する係の係	(1) 所属の警察車両の管理に関し、必要なこと。

	係員の中から警察署長が指定する者1名	員の中から所属長が指定する者1名	(2) 第9条第1項各号に定める任務を行うこと。ただし、整備管理者が別に選任されている場合は、整備管理者の任務を補佐すること。
車両担当者	供用を受けた警察車両ごとに指定する。この場合、無線警ら車、捜査用車等管理上複数の車両担当者を指定する必要があると認められるものについては、必要人数を指定すること。		自動車に関する知識の習得及び整備技術の向上に努めるとともに、担当する警察車両について、日常点検整備その他自動車の実態に応じた点検整備を実施すること。
(注) 島部警察署にあっては、管理主任者は次長、管理副主任者は警務係長及び各係長とする。			

(整備管理者の選任等)

第8条 所属長は、法第50条第1項に規定する自動車を保有する場合は、同項に規定する台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、次の各号のいずれかに該当する者の中から整備管理者を選任しなければならない。(い、ろ、ぬ)

- (1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種別の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、関東運輸局長が行う研修を修了した者
- (2) 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者
- (3) 前2号に掲げる技能と同等の技能として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者

2 削除（ぬ）

3 所属長は、整備管理者を選任し、又は変更した場合は、電話等により、速やかに総務部長（装備課車両第一係経由）に報告しなければならない。（ぬ）

4 総務部長は、整備管理者の選任又は変更の報告を受けたときは、法第52条に基づき、選任の日から15日以内に整備管理者を選任し、又は変更した旨を東京運輸支局長に届け出なければならない。

(整備管理者の任務)

第9条 整備管理者は、管理主任者の指揮監督を受けて、次の任務に当たるものとする。（い、ろ、ぬ）

- (1) 法第47条の2に規定する日常点検整備及び法第48条に規定する定期点検整備を

実施すること。

- (2) 所属整備計画を策定し、自動車の実態に応じた必要な点検整備を実施すること。
 - (3) 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
 - (4) 工場整備の必要があるときは、必要な手続を行うこと。
 - (5) 整備用機械工具、部品等の保守管理をすること。
 - (6) 警察車両の整備状況を記録すること。
- 2 所属長は、整備管理者がその任務を適正に遂行できるよう、整備時間の確保に努めるものとする。(ぬ)

第3章 保守管理

(所属長点検)

第10条 所属長は、総務部長が別に定める所属点検項目により、毎月1回以上の警察車両の点検を実施しなければならない。(ろ)

(日常点検整備)

第11条 所属長は、警察車両について、法第47条の2に規定する日常点検整備を総務部長が別に定める日常点検基準に基づき実施しなければならない。(ろ)

(定期点検整備)

第12条 所属長は、警察車両について、法第48条第1項に規定する定期点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じて、点検整備をしなければならない。ただし、自所属において点検整備をすることが困難な場合は、別記様式第2号の「自動車等整備等上申書」により総務部長（装備課担当係経由）に上申し、工場整備により実施するものとする。(ろ、は、ぬ)

2 削除 (ぬ)

(所属整備)

第13条 所属長は、前3条に規定する点検の結果、所属整備を必要とする場合は、整備管理者又は整備担当者に遅滞なく行わせ、警察車両を常に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するように保持しなければならない。(い、ろ、は)

2 所属長は、整備に当たって部品を必要とする場合は、自動車等整備等上申書により総務部長（装備課担当係経由）に上申し、その後、都有物品管理規則に定める書類により装備課長に請求するものとする。(ぬ)

(工場整備)

第14条 所属長は、工場整備を必要とする場合は、電話等により総務部長（装備課担

当係経由）に連絡し、指示を受けるものとする。警視庁の管轄区域外の遠隔地において運行中の警察車両が故障し、若しくは損傷したときについても同様とする。

（は、ぬ）

- 2 所属長は、前項の場合において、総務部長から特に指示があったときは、自動車等整備等上申書により総務部長（装備課担当係経由）に上申するものとする。（ぬ）

（継続検査）

第15条 所属長は、法第62条第1項に規定する継続検査を受けようとする場合は、自動車等整備等上申書により総務部長（装備課車両支援第一係経由）に上申しなければならない。（ろ、ぬ）

- 2 総務部長は、前項の上申があった場合は、継続検査の実施に必要な手続を行うものとする。

第16条 削除（ち）

（改装等の承認）

第17条 所属長は、警察車両の改装若しくは塗色替えをし、又は警察車両に各種表示をする場合は、自動車等整備等上申書により総務部長（装備課車両第一係経由）に上申し、承認を受けなければならない。（ぬ）

第4章 自動車公害防止

（自動車環境管理者）

第18条 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）第33条に規定する自動車環境管理者は、装備課長とする。

（自動車環境管理者の任務）

第19条 自動車環境管理者は、環境確保条例第33条第1項に規定する自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握、警察車両の運行等に従事する者への指導監督及び警察車両がもたらす環境への負荷を低減するために必要な業務を行うものとする。

（運転者の義務）

第20条 警察車両の運行に当たっては、犯罪捜査、交通の取締り等、警察の責務の遂行に支障を来たさない限り、当該警察車両を駐車し、又は停車するときは、原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）に努めなければならない。

（アイドリング・ストップの遵守）

第21条 所属長は、職員に対し、アイドリング・ストップを遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

（駐車場の管理者の周知義務）

第22条 収容能力が原則として20台以上の駐車場を管理する所属長は、アイドリング・ストップを行うよう、必要事項を表示したものを駐車場に掲出するなどの方法により、駐車場を利用する者に対して周知させなければならない。

第5章 運用

（警察車両の運用原則）

第23条 所属長は、警察車両の運用に当たっては、その必要性、緩急の度合等警察活動の実態に応じた効率的な運用を行うものとする。（ろ）

2 運転者は、指定された警察車両を除き、あらかじめ管理主任者の承認を受けて警察車両を使用するものとする。

（運行状況の把握）

第24条 所属長は、警察車両ごとに別記様式第4号の「自動車運行日誌」を備え付け、運行の状況を明らかにしておかなければならない。（ろ、へ）

（運転者等の遵守事項）

第25条 運転者は、自動車に関する知識、技能の習得及び運転技能の向上に努め、警察車両を適正に取り扱うとともに、点検整備により警察車両の安全性の確保に努めなければならない。（ぬ）

2 警察車両に同乗する者は、同乗する警察車両の適正な取扱いに努めなければならない。（ぬ）

（教養訓練）

第26条 所属長は、職員に対し、警察車両の保守管理、運行、整備等に関し、必要な教養訓練を随時行うものとする。

（視察点検）

第27条 総務部長は、必要により、装備課長に警察車両の保守管理状況、運用状況、関係簿冊等について点検を行わせるものとする。

第6章 配車

（配車）

第28条 総務部長は、警察車両の総合的かつ効率的な運用を図るため、その一部を集中管理し、所属長の要請に基づき当該警察車両の貸出し（以下「配車」という。）を行うものとする。

（配車事務）

第29条 警察車両の配車に関する事務は、装備課長が行うものとする。（ぬ）

第30条 削除（ぬ）

（配車調整）

第31条 装備課長は、配車に関する事務を行うに当たり、必要な調整を行うことができる。

第7章 報告等

（亡失、損傷等の報告）

第32条 運転者は、警察車両を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、電話等により総務部長（装備課車両第二係経由）に速報した後、国有物品管理規則に定める管理物品亡失（損傷）報告書に、次の書類を添付して、速やかに総務部長に報告しなければならない。（ぬ）

（1） 事実調査報告書

（2） 損傷状況の写真又は図面

（3） 亡失し、又は損傷した場所の図面

3 所属長は、法第11条第1項に規定する自動車登録番号標、法第66条第1項に規定する検査標章、法第66条第1項に規定する自動車検査証、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）第26条第1項に規定する緊急自動車指定証、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第8条第1項に規定する自動車損害賠償責任保険証明書のほか、総務部長が指定する物品を亡失し、又は損傷し、若しくは著しく汚損した場合は、電話等により総務部長（装備課車両第一係経由）に速報した後、自動車等整備等上申書に事実調査報告書を添付して、速やかに再交付手続きの上申をしなければならない。（ぬ）

（廃車手続）

第33条 総務部長は、警察車両を廃車する場合は、該当する所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、国有物品管理規則等14条第1項に規定する物品返納書により、当該警察車両を総務部長に返納しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年4月15日から施行する。

(廃止規定)

- 2 警視庁本部自動車使用規程（昭和30年6月23日訓令甲第5号）は、廃止する。
- 3 略〔警視庁放水車使用及び取扱細則の一部改正〕
- 4 略〔警視庁職員交通事故防止対策規程の一部改正〕
- 5 略〔警視庁交通機動隊等運営規程の一部改正〕

附 則（平成15年8月訓甲第29号）

- 1 この訓令は、平成15年8月26日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に整備管理者として選任されていた者については、この訓令による改正後の警視庁自動車管理規程第8条第1項各号に掲げる者に該当する者とみなす。

附 則（令和3年3月訓甲第11号）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の聴聞官の指定等に関する規程等の様式（以下「改正前様式」という。）で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なおこれを使用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修正により難しい場合には、当分の間、改正前様式を使用することができる。

自動車等整備等上申書（別記様式第2号）

自動車運行日誌（別記様式第4号）